

2019年 1月30日  
西日本電信電話株式会社  
金 沢 支 店

## 能登大雨により「避難指示」「避難勧告」が発令されたお客様への電話料金等の取り扱いについて

2018年8月～9月に発生した能登大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

西日本電信電話株式会社は、昨年の能登大雨に伴い、災害対策基本法に基づく「避難指示」「避難勧告」が発令された地域のお客様の電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

### 1. 電話サービスの基本料金等<sup>※1</sup>の取り扱い

このたびの大雨による避難指示、避難勧告により電話が使用できなかったお客様<sup>※2</sup>につきまして、その期間の基本料金等を免除<sup>※3</sup>いたします。

※1 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料

※2 「避難指示」「避難勧告」が発出された地域に設置している加入電話等のお客様で、解除までに24時間を越えたお客様

※3 一旦通常料金でご請求し、翌月以降の請求時に、避難勧告等の発令時刻から起算して解除までの期間を24時間ごとに日数で計算し、精算させていただきます。

### 2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い

フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。

### 3. 移転工事料金の取り扱い

避難勧告および建物損壊等により別の場所へ移転する場合に係る移転工事費等については無料とします。

(注)元の居住地に戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。

### 4. 本件に関するお問合せ先

株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト 北陸支店  
サービス推進部 サービス推進担当 大形(おがた)・山本(やまもと)

TEL 076-220-4505  
受付時間:午前9時～午後5時  
(土・日・祝日を除く)